

旭健推第286号  
令和2年6月4日

各医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木直己  
(健康推進課担当)

「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改訂について及び新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和2年6月2日付けで「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改訂について及び新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）の事務連絡がありましたので、お知らせします。

## 1 内容

新型コロナウイルス感染を疑う患者に検査を実施するに当たっては、その検体の取扱いについて国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（以下、「マニュアル」とする。）を参照いただいているところですが、この度、別添のとおりマニュアルが改訂され、それに伴い「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」も一部の内容が変更されましたので、お知らせします。

なお、マニュアル改訂の概要については次のとおりです。

- (1) 発症から9日間までの唾液でのPCR検査が可能であること
- (2) 検体の採取については遠沈管等の滅菌容器を用いること

## 2 関係通知

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和2年度」に掲載

(連絡先)  
健康推進課保健予防係  
担当 鈴木  
TEL 25-9848